

令和2年度 神戸市奨学金 予約募集のご案内

令和2年度の神戸市奨学金予約募集を次のとおり実施します。

【重要なお知らせ】

平成26年度以降入学者（非課税世帯等）を対象にした「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」が平成26年4月に創設され、県により実施されています。

神戸市奨学金では、平成26年度以降入学者については、この新制度「高校生等奨学給付金」で給付額の少ない第1子を対象とする制度に変更しています。

令和2年度、国において、令和元年度に引き続き「高校生等奨学給付金制度」の制度を拡充し、低所得世帯の教育費負担の軽減を図るための制度改正が予定されています。国の「高校生等奨学給付金」の制度変更（拡充）に伴い、神戸市奨学金については、支給対象者、支給額等の変更、あるいは制度廃止を含む制度改正の検討を行いますので、今回の予約募集で採用見込みであった場合でも、支給対象とならない場合や支給金額が減額となる場合があります。

「高校生等奨学給付金」の対象（非課税世帯等）となる方は、高校入学後にあらためて「高校生等奨学給付金」を申し込んでいただく必要があります。

1. **応募資格** 次の5要件を全てそなえている方に限ります。

要 件	備 考
1) 保護者が神戸市内に在住している方	住民登録が神戸市にあることを原則とします。
2) 高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部、中等教育学校後期課程（高等部）に進学する方	高卒資格の取れない専修学校、各種学校は対象ではありません。
3) 他の制度の奨学金その他これに類するものを受けていない方	神戸市奨学金を受ける方は、他の奨学金を同時に受けることはできません。入学準備の一時金、高等学校入学後の授業料軽減制度との併給はできます。
4) 経済的に困窮しており就学が困難である方 (次の①②のいずれかに当てはまる方)	
①児童養護施設に入所している方 または里親に養育されている方	
②平成31年度市民税非課税世帯 (均等割・所得割とも非課税(0円))の方	雑損控除や繰越損失等の損失があるために非課税になっている世帯の方は除きます。 ※配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除により差引納付額が0になっている場合は非課税ではありません。
※非課税世帯であっても 生活保護世帯の方は応募できません。	

いずれか

<p>5) 選考基準 平成31年度(平成30年分)市民税非課税世帯の内、<u>第1子の者であること。</u> ※ただし、特別支援学校高等部へ進学の場合は、第2子以降でも応募できます。</p>	<p>※第1子の者とは、 「23歳未満の扶養されている兄・姉がいない世帯」の者 (扶養状況を所得証明等で確認できること) ※生徒本人に、23歳未満の扶養されている兄・姉がいる場合は応募できません。</p>
---	--

*生活保護世帯の方は応募いただけません。(生活保護世帯の方は、生活保護費の高等学校等就学費が支給されます。各区の保健福祉部で手続きをしてください。)

2. 採用順位

応募者が多数に上る場合は、予算の範囲内において採用します。

3. 応募方法及び受付期間

願書と証明書類は、在籍する学校が定める期限までに学校へ提出してください。

なお、各学校から神戸市教育委員会事務局への提出締切は 令和元年12月20日(金)です。

*期限を過ぎて提出された願書は受け付けませんのでご注意ください。

4. 奨学金の支給について

支給期間は正規の最短修学年限(3年制校の場合、最大36ヶ月)です。応募資格(世帯状況等)に変更があれば、奨学金支給を終了又は停止します。

学校長を通じて、年1回(年額)支給します。給与ですので、卒業後の返還は不要です。

奨学金の年額……公立学校生徒 8,400円 私立学校生徒 4,800円 ※変更となる場合有

5. 資格継続審査

世帯の所得状況が奨学生資格を満たしているかどうか、令和2年度以降、毎年6月に在学学生を対象として継続確認審査を行います。

継続確認審査は、基本的に市教育委員会事務局が毎年市の税データに基づいて自動的に行いますので、奨学金応募時に「市税課税台帳等の閲覧」に同意されれば、以降の手続きは不要です。

6. 提出書類

応募には1) 神戸市奨学生願書、2) 世帯の所得状況を証明する書類が必要です。

- 1) 神戸市奨学生願書(予約募集) 各在籍校へ申し出て受け取ってください。
2) 世帯の所得状況等を証明する書類 下表 及び 次のページの説明文をご覧ください。

	必要な書類
児童養護施設に入所の方	施設長発行の <u>入所証明書</u> ⇒証明書原本を提出してください
里親に養育されている方	こども家庭センター発行の(里親委託についての) <u>証明書</u> ⇒証明書原本を提出してください
31年度 市民税非課税の方	次の <u>いずれかの写し</u> を添付してください ① 平成31年度市民税・県民税 <u>特別徴収税額の決定・変更通知書</u> (納税義務者用)……給与所得者に勤め先から配付 ②平成31年度市民税・県民税 <u>納税通知書及び課税明細書【1】【2】</u> (1・2・3ページの3枚すべて)……主に自営業者 ② 平成31年度市民税・県民税 <u>所得・非課税証明書</u> (記載を省略していないもの)……①②の無い方 ※未申告の場合は、申告したうえで証明書を取得してください。 ◆ <u>源泉徴収票・確定申告書は使用できません</u> ◆

7. 結果等のお知らせ

令和2年2月上旬 通知予定。在学の中学校を通じて連絡します。

8. 問合せ先

神戸市教育委員会事務局 学校経営支援課 学事計画係

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

TEL 078-984-0665 (直通)

◆世帯の所得状況等を証明する書類の写し

31年度 市民税非課税 の方	次のいずれかを添付してください (コピー可) ① 平成31年度市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用) ② 平成31年度市民税・県民税 納税通知書及び課税明細書 [1][2] (1・2・3ページすべて) ③平成31年度市民税・県民税 所得・非課税証明書 (記載を省略していないもの)	◆源泉徴収票、確定申告書は使用できません。◆ ◆両親の証明を添付してください。ただし片方の証明に「配偶者 有」と記載されている場合には、配偶者の証明は必要ありません。 以下、あてはまる方はあわせて提出ください。 ◆「高校生を超える年齢の家族」が同居している場合 該当者の税の証明も必要です。ただし、証明の扶養人数と家族の人数が同じ場合は、その方の税の証明は不要です。 ◆母子・父子世帯の方 「母子家庭等医療費受給者証」又は「児童扶養手当証書」の写しの添付が必要です。 いずれも無い場合は「保護者が婚姻中でないことがわかる書類」を添付してください。ただし、所得証明書類に「寡婦」「特別寡婦」または「寡夫」控除の適用がある場合、母子・父子の証明は不要です。 ◆市民税関係書類の扶養家族数と願書に記載した家族数が異なる方 続柄が記載された「世帯全員の住民票の写し」 も必要です。 ◆住所変更などにより、税の証明に記載された住所(氏名も含む)と違う方 新旧両方の住所が確認できる住民票、健康保険証等の写しを添付してください。
----------------------	---	--

見本①

平成31年度 市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）
【給与所得者の方に、6月頃お勤め先から配布されます】

平成31年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)
Form with multiple tables for income, tax amounts, and personal information. Includes a '2つに分かれないようにコピーしてください' instruction.

見本②

平成31年度 市民税・県民税納税通知書（1・2・3ページのコピーが必要です。）
【自営業の方等に、6月頃各区市税事務所より送付されます】

市民税・県民税 納税決定通知書
1 ページ目
Form containing tax determination details and a table for tax amounts by month.

市民税・県民税 課税明細書【1】
2 ページ目
Form showing detailed tax breakdown with tables for income and deductions.

市民税・県民税 課税明細書【2】
3 ページ目
Form showing tax details and calculation methods.

市民税・県民税（所得・課税）証明書
見本③
平成31年度（平成30年分所得）市民税・県民税（所得・（非）課税）証明書
【非課税の方や、見本①、②の書類がない場合】

申請可能な方

- 非課税世帯
見本①または③において、Aの欄に税額が記載されていないこと
もしくは実質非課税世帯
Bで記した欄の金額（総所得）をもとに非課税を確認します。（雑損控除や繰越損失等の損益により非課税となっている場合は除く）

注1) 母子・父子世帯の方で、「寡婦」、「特寡」、「寡父」の欄に“有”または“*”などが無い場合は、母子等世帯の確認ができる書類（ひとり親家庭等医療費受給者証など）も必要です。
注2) 高校生を超える年齢の家族（妻または夫、祖父母、高校を卒業した子など）を扶養している方で、扶養欄に記載された人数と実際の家族の人数が異なる場合は、扶養人数にあがっていない方の所得の書類も必要です。（高校生以下の子は除く）

【必ずご確認ください】

神戸市奨学金 提出書類の確認

願書の記載内容につきましては、証明書類等と照らしながら確認します。

定められた証明書でない場合や事実確認に不十分な内容の証明書類を提出されますと、現実には採用可能な所得状況にある方であっても、書類不備を理由に不採用となります。

提出書類を用意されましたらすぐに書類の記載内容を確認し、必要な書類を全て整えてから中学校に提出してください。

なお、証明によっては、申請してもすぐに発行されないものもありますので、余裕をもって準備を行うようにしてください。

1 願書の記載について

- 必ず黒系のペンで記入してください。(摩擦で消せるペン・鉛筆は不可)
- 書き損じた箇所は二重線で消して書き直してください。訂正印は不要です。
- 記入見本を参照してください。

(1) 世帯欄について

- ① 世帯欄には現在同居している全ての方を記載してください。なお、病院や施設、学生寮など、一時的に別居している方は同居者として記載してください。
- ② 住民票の写しに記載があっても、実際には一緒に住んでいない方については、願書には記載しないでください。ただし、その方の現住所が確認できる書類（公共料金の領収書など）を提出してください。
- ③ 生活費等を負担していても住所地が異なる方は記載しないでください。

(2) 住所等の記載について

- ① 住所は、保護者の住民登録上の住所を記載してください。なお、事情により住民登録上の住所と現住所が異なる方は、現住所を記載し、現住所が確認できる書類（公共料金の請求書など）もあわせて提出してください。
- ② 申請者の押印は不要です。
- ③ 生徒名・保護者名は、住民登録上のものを記載してください。
- ④ 世帯欄に記載されていない方が保護者にならないようにしてください。
- ⑤ 父または母以外の方が保護者の場合は、父または母が保護者とならないことが確認できる書類（親権者であることを証する書類など）を提出してください。

(3) 市税課税台帳等閲覧に関する同意について

高等学校等に進学後、2年目から所得状況に応じた資格継続確認審査を行います。

- ① 審査に必要な市税情報の収集を教育委員会事務局に任せる場合は、「同意する」に○をつけてください。毎年の審査にあたって保護者の手続は不要です。
- ② 毎年の審査にあたり、ご自身で所得証明書類を提出される場合は、「同意しない」に○をつけてください。なお、書類審査には時間を要しますので、他の奨学生に比べて支給時期が遅くなる場合があります。

(裏面もご覧ください)

【必ずご確認ください】

2 願書のほかに提出する書類について

(1) 児童養護施設に入所されている方

施設長の発行する「入所証明書」の原本を提出してください。

- ① 願書の保護者欄には、入所証明書に記載のある施設長名を記載してください。
- ② 住所は、施設の所在地を記載してください。

(2) 里親に養育されている方

こども家庭センターが発行する里親委託についての「証明書」の原本を提出してください。

(3) 31年度市民税非課税の方

保護者の市民税関係書類(①「平成31年度市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」、②「平成31年度市民税・県民税納税通知書及び課税明細書」、③「平成31年度市民税・県民税(所得・非課税)証明書」のうち、どれか一つのコピーを提出してください。

ただし、下記に該当する方はご注意ください。

① 市民税関係書類の扶養家族数と願書に記載した家族数が異なる方で、

○子供(高校生以下)が含まれていないために市民税関係書類上の扶養家族数が少ない方は、続柄記載のある世帯全員の住民票の写しが必要です。

○配偶者や高校生を超える年齢の子供等が含まれていないために市民税関係書類上の扶養家族数が少ない方は、含まれていない方それぞれの市民税関係書類の写し(上記①～③のいずれか)を提出してください。

※所得がない等の場合であっても市民税関係書類は必要です。市民税の申告等を行えば「所得証明書」が発行されますので、未申告の方は、区役所内の市税事務所に手続きの方法についてお問い合わせのうえ、提出期限までに証明が受けられるようにしてください。

② ひとり親世帯であるが、寡婦・寡夫控除欄に「*」印がない、または「老・寡・学控除」欄に寡婦・寡夫または特別寡婦と記載されていない方は、ひとり親世帯等であることが確認できる書類(保護者名義のひとり親家庭等医療費受給者証の写しなど)を提出してください。

③ 住所変更により、市民税関係書類の住所と現在の住所が異なる方は、両方の住所がわかる世帯全員が記載された最新の住民票の写しを提出してください。

(4) 市民税非課税世帯のうち、「特別な状況にある方」に該当する方

ひとり親世帯の認定にあつては、保護者に戸籍上の配偶者がいない方としていますが、離婚することを前提にすでに生計および住所を別にされている方については、ひとり親世帯等に準じて選考を行います。

父母両方の「住民票の写し」、「市民税関係書類の写し」と保護者記載の「別居に至った状況を記載した申出書(様式は自由)」を提出してください。

(※家庭裁判所に離婚の調停を行っている方にあつては、離婚事件の調停書が分かりやすい。)

なお、申出書には、例えば「別居を始めた時期」、「別居に至った原因・理由」、「現在の音信状況」、「養育費等を受けていない」、「離婚の意思がある」などを支障のない範囲で記載してください。証明する書類が提出できる場合は失業としての選考を行います。

非課税世帯への就学支援に関する制度の変遷(全日制の場合)

～平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度

●第1子の高校生がいる世帯

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
公立 神戸市奨学金	84,000	48,000	48,000	30,000	14,400	9,600	8,400
高校生等奨学給付金		37,400	37,400	59,500	75,800	80,800	82,700
就学支援金	118,800	118,800	118,800	118,800	118,800	118,800	118,800
奨学金合計	84,000	85,400	85,400	89,500	90,200	90,400	91,100
各制度合計	202,800	204,200	204,200	208,300	209,000	209,200	209,900

私立 神戸市奨学金	168,000	60,000	60,000	36,000	19,200	14,400	4,800
高校生等奨学給付金		38,000	39,800	67,200	84,000	89,000	98,500
就学支援金	237,600	297,000	297,000	297,000	297,000	297,000	297,000
県授業料軽減補助	70,000	82,000	82,000	82,000	82,000	100,000	100,000
奨学金合計	168,000	98,000	99,800	103,200	103,200	103,400	103,300
各制度合計	475,600	477,000	478,800	482,200	482,200	500,400	500,300

●第2子以降の高校生がいる世帯

公立 高校生等奨学給付金	129,700	129,700	129,700	129,700	129,700	129,700	129,700
就学支援金	118,800	118,800	118,800	118,800	118,800	118,800	118,800
奨学金合計	129,700	129,700	129,700	129,700	129,700	129,700	129,700
各制度合計	248,500	248,500	248,500	248,500	248,500	248,500	248,500

私立 高校生等奨学給付金	138,000	138,000	138,000	138,000	138,000	138,000	138,000
就学支援金	297,000	297,000	297,000	297,000	297,000	297,000	297,000
県授業料軽減補助	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	100,000	100,000
奨学金合計	138,000	138,000	138,000	138,000	138,000	138,000	138,000
各制度合計	517,000	517,000	517,000	517,000	517,000	535,000	535,000

- ※① 「神戸市奨学金」を除く各制度は、いずれも高校入学後にお手続き(申請)が必要になります。
- ※② 「神戸市奨学金」は中学3年生時点での予約募集の他に、高校等在学学生を対象に「追加募集」を実施することがあります。
- ※③ 各制度は、審査方法、審査時期等が異なるため、審査結果が上記表と合致しないことがあります。
- ※④ 授業料助成である「就学支援金」、「県私立高校授業料軽減補助」は、高校を通じて補助されます。(高校が代理受領します。)
- ※⑤ 「県私立高校授業料軽減補助」の補助額は、県内私立高校に通学する場合の額であり、補助額の上限は、各学校の授業料から「就学支援金」を差し引いたものになります。
- ※⑥ 「神戸市奨学金」の受給有無にかかわらず、「高校生等奨学給付金」および授業料助成である「就学支援金」「県私立高校授業料軽減補助」は申請ができます。(併給可)

